

申告受付期間

2月16日(水)～3月15日(火)

申告会場は

中央公民館講堂(2階)
です。

待ち時間短縮のため、事前に所得や控除の計算など「資料整理」にご協力を

○医療費控除を受ける人は、「医療費控除の明細書」の作成が必要です。

※領収書は5年間保管が必要

○営業所得、農業所得、不動産所得を申告する人は、事前に収入内訳の計算をお願いします。

○扶養家族がいる人は、扶養家族の個人番号が分かるものも持ってきてください。

○株式・先物、不動産譲渡などの分離課税の所得があった人や青色申告の人は、松山税務署での申告をお願いします。

申告受付の日時・対象地区・会場

月 日	対 象 地 区		会 場	
	午前 8時30分～11時30分	午後 13時～16時		
2月	16日(水)	千里地区(川登・万年)・大平・岩谷	上ノ山・戎・中通・富士	中央公民館講堂
	17日(木)	天神	五本松	
	18日(金)	岩谷口・射場	外山・鶴ノ崎・大谷	
	21日(月)	久保田・客	向南台	
	22日(火)	北川毛		
	24日(木)	指定日に都合の悪い人		
	25日(金)	南ヶ丘	南ヶ丘北・上野	
	28日(月)	上原町・三角	八瀬・県団地	
3月	1日(火)	高尾田		ひろた交流センター
		総津 ※9時～15時(対象：広田地区限定)		
	2日(水)	原町	麻生・田ノ浦・拾町	中央公民館講堂
		満穂・篠谷・玉谷・大内野 ※9時～15時(対象：広田地区限定)		ひろた交流センター
	3日(木)	重光・八倉	指定日に都合の悪い人	中央公民館講堂
		中野川・多居谷・仙波・高市 ※9時～15時(対象：広田地区限定)		ひろた交流センター
	4日(金)	指定日に都合の悪い人		中央公民館講堂
	7日(月)	宮内		
	8日(火)	千足・上南台	大角蔵・七折・川井・川井団地	
	9日(水)	さかえ・幸田	頭ノ向	
	10日(木)	山並・永立寺	大畑・あかがね	
11日(金)	9時～16時 ※11時30分～13時を除く			
13日(日)				
14日(月)	指定日に都合の悪い人			
15日(火)	12日(土) 休み			

※ 3月13日回は混雑が予想されます。できるだけ平日にお越しください。

令和3年分の町県民税の申告相談を行います。混雑を避けるため、地区指定日に申告をお願いします。当日は対象地区の人を優先して申告相談を行います。申告会場は8時20分に開場します。早く来場しすぎないようにしてください。申告開始から1時間ほどは混雑しますので、ご了承ください。

閩戸籍税務課町民税係 ☎ (962) 2061

令和4年1月1日現在で町内に居住し、次のいずれかに該当する人

- ①営業、農業、不動産、配当、雑所得（例：年金）などの各種所得がある人
- ②給与所得者で勤務先から町に給与支払報告書の提出がない人
- ③給与所得者で給与所得以外の所得がある人

④2カ所以上から給与の支払いを受けている人

⑤前年に退職し再就職をしていない人

⑥医療費、生命保険料などの控除を受けようとする人

⑦無収入で国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入している人（申告をしないと、軽減措置を受けられなくなる場合があります）

松山税務署からのお知らせ

申告・納付期限

所得税・復興特別所得税 3月15日(火)

個人事業者の消費税・地方消費税 3月31日(火)

贈与税 3月15日(火)

確定申告受付窓口と電話相談センターの開設

松山税務署の確定申告会場の開設期間は、2月16日(火)から3月15日(火)です。

確定申告会場の混雑緩和のため、入場には「入場整理券」が必要です。整理券は会場で当日配布するほかLINEで事前発行します。

3月15日(火)まで「確定申告電話相談センター」で所得税・復興特別所得税、贈与税、消費税・地方消費税の確定申告に関する質問や相談にお答えします。

日曜日の確定申告受付窓口と電話相談センターの開設日

2月20日(日)・2月27日(日)



▲
国税庁
LINE 公式
アカウント

閩松山税務署・電話相談センター ☎ (941) 9121